

東京税財政研究センター 会報

NO.135

2025・5・5

発行人 岡田俊明
東京都新宿区北新宿1-8-6
けんせつプラザ802号室
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第70回

記念「公開講座」

記念講演 **三木義一** 青山学院大学名誉教授

『税制と民主主義・・・日本の税制が公正にならない理由を考える』

第二講座 **岡田俊明** 税財政研究センター理事長

『税務行政の近未来と「税務DX」の問題点

～「調査忌避事案」という“邪悪な試み”』

税制・税務行政と正面から向き合い、問題点を抉り出してきた当センターの「公開講座」は、今回を持ちまして70回を数えることになりました。

70回「公開講座」は下記のとおり開催されます。

税務行政の急激なデジタル化は、税務行政の現場ばかりか、納税者、税理士業界にも大きな問題を投げかけています。

憲法に定める「自主申告制度」は、記帳の電磁化、申告のデジタル化などで、いたるところで国税庁の「強制」がみられます。

税制、税務行政にかかるセンターの役割はますます大きくなっています。皆さんお参加をぜひお待ちしております。なお、当日はオンライン配信はありません。是非、会場でお会いしましょう！

第70回「公開講座」

日時 2025年6月16日(月)

13:30～16:50

(開場13:10)

会場 全水道会館・大会議室

(文京区本郷1-4-1) 右図

電話03-3816-4196

参加費 6,000円(資料代込み)

*参加費は6月9日までに左記へ振り込みをお願いします。

「みずほBK新宿西口普1814085
東京税財政研究センター」





保存要件の厳しい

「消費税課税仕入れ」

事案の概要

インボイス制度導入以前の事案で東京地裁 2023 (令和5) 年5月12日判決がある。原告らは二つの法人で代表者が同一の同族会社である。一つは資本金800万円で宣伝、広告の企画、制作などの会社(A社)。もう一つは、資本金200万円でグラフィック媒体における広告の企画、制作などの会社である(B社)。二つの法人は2017(平成29)年1月及び2月に京橋税務署職員の実地調査を受けた。原告らは法人税の確定申告において交際費等の費用として計上した飲食等の代金は、原告ら代表者の個人的な飲食として交際費等に当たらず損金算入できないと指摘された。2017年5月15日、原告らは指摘を受けて法人税等の修正申告書を提出した。同時に否認額相当の金銭消費貸借契約書及び取締役議事録を作成した。代表者に対する貸付としてA社は3期合計1億850万1,235円、B社は5,707万2,348円の金額である。同年6月26日、原告らは否認された飲食代等の代金が、いずれも原告らの業務に必要な交際費等に該当すると主張して更正の請求をした。2018年6月19日付で京橋税務署長は、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたため、原告らは通知処分の取り消しを求め出訴した。

税務調査の経過

実地調査の過程で、税務職員は、接待相手の名刺を差し出すよう求め、これらの者に対し反面調査を行う旨述べた。税務職員は、指摘事項一覧表を示し、修正申告に応じなければ原告らの全ての取引先に裏付けの調査を行うとともに、7年遡って増額更正を行う趣

旨の発言をした。原告ら代表者は、接待相手に反面調査を実施された場合業務に支障が生じることを懸念し、税務職員が事前に文面を作成した質問応答記録書に署名押印をした。税務職員が行った処理について、変更後の税理士も立ち会ったが、特段発言することはなかった。

課税仕入を認めない裁判所の判断

本判決では一部の飲食等の代金が交際費等に該当すると認容したが、カード明細書のみでの保存の仕入税額控除は認めなかった。原告らは、変更前の税理士からカード明細書が領収書の代わりになるとの説明を受けていたために、支出に係る領収証書の保存をしていなかった。本判決は次のように判断した。

消費税法が帳簿及び請求書等の保存を義務付けしているのは、申告納税制度の下において、納税義務者の申告が事実に基づいて適正に行われている否かにつき、必要に応じて税務職員が確認することができるようにするためであり、その帳簿及び請求書等が税務職員の検査の対象になり得る(次ページへ)



浜名湖

(前ページより) ことを前提としている。

これに対し、事業者が帳簿及び請求書等を保存していない場合には消費税法 30 条 1 項が適用されない。このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、帳簿及び請求書等という確実な資料を保存させることが必要不可欠である(最判平 16・12・16)。本件の場合、継続的な取引のある相手方を含む飲食等の代金については交際費等に該当し、課税仕入れになることができる。しかし、本件全証拠に照らしても、原告らがこれらの帳簿及び請求書等を保存していると認めることはできない。原告らはカード明細書が帳簿及び請求書等に該当するかのような主張をするが、カード明細書は消費税法に規定する書類ではなく、カードの発行会社が交付した利用明細を記載したにとどまるものであることから、消費税法に規定している帳簿及び請求書等に該当するものではない。

「帳簿」及び「請求書等」の保存をめぐる課題

消費税創設時は、課税仕入の「帳簿」への記録か、取引の事実を証する「請求書等」のいずれかを保存することでよいとされた。ところが、1997(平成9)年4月から課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには

「帳簿」のみならず「請求書等」の双方を保存する場合に限ることにされた。

実額による仕入税額控除の適用要件として「帳簿」及び「請求書等」の保存がなければ仕入税額控除適用を否認する規定(消費税法 30⑦)は、実務上大きな問題となっている。仕入が存在するのにも関わらず、帳簿や請求書等の保存に不備がある場合に仕入税額が否認されるという強権(否認権)を課税庁に与えている現実がある。税制改革法で保障する前段階の仕入税額を認めない扱いは、事業者にとって死活問題である。消費税創設以来の大激震であるインボイス制度導入で、消費税重点の税務調査の増加が想定され、この「保存」の解釈を踏まえると、課税事業者への納税コスト(事務負担)が重くのしかかる。法律の解釈による納税者の救済には限界があり、法律改正による要件緩和は早急の課題である。具体的には、①経過措置の延長、②保存要件の「帳簿」及び「請求書等」を「帳簿」又は「請求書等」に戻す、③インボイス制度廃止などが挙げられる。来年9月30日で免税事業者からの取引は「80%控除対象」から「50%控除対象」となり、「2割特例」は期限切れとなる。経過措置延長の要求は、予算を伴う措置なので今年が重要な年になる。

(八代 司・記)



海・湖隣接の汽水湖・浜名湖



第117回税務行政・権利研究会

とき・ 5月10日(土) PM 2:00~

ところ・ 滝野川会館301集会室

テーマ・ 「調査忌避等事案調査票」の問題点について

消費税課税仕入れ該当性の検討(東京地裁判例/令和5年5月12日)

<会場案内>

北区西ヶ原1-23-3 (03-3+10-1651)

JR京浜東北線上中里駅下車徒歩7分



第7回のちとくらしを守る
税 研 修 会

日程が決まりました。

8月2日(土)

会 場 けんせつプラザ東京

(中央線大久保駅下車徒歩5分)



「まさかの税金」
騙されないための大人の知識

三木義一・著 筑摩新書

ザ・コラム

トランプの関税攻勢について、それなりの識者が影響やら見通しを述べている。だが、マル経分野の識者の見解がとんと入ってこない。若いころに少々マルクスの「資本論」に取り組んだものからすれば、ツッコミどころのトランプ関税なのに、どうしちやたの言いたくなる▼というのも、マルクス経済学は何よりも歴史の究極的機動力を探究する学として登場したわけで、マルクスは自己の経済学体系を①資本、②土地所有、③賃労働、④国家、⑤外国貿易、⑥世界市場、の6部門編成として構成したのだが、「資本論」はその計画の一部しか実現できなかった▼しかし、マルクスは政治経済学批判を「世界市場と恐慌」で総括したように、一国のみならず世界的規模での動きとその背景が何かを探究しようとした▼その視点で見れば、アメリカ資本の恐慌状態が上部構造の政治を突き動かしているのであって、アメリカ資本は階級闘争を激烈化せざるを得ない。アメリカの労働者階級が決起するかどうか、そして世界の労働者階級が決起するかどうか、マルクスは「資本論」を片手にとってみているに違いない。

(T・O)